

指摘すれば、隣組常會二一、家族懇談會二〇、工場への招待一四、家族慰安會一四等となつてゐる。そしてこの内家族懇談會の開催の動機に就いて見ると、次ぎのやうな點が擧げられてゐる。即ち

- 一、勞務管理の徹底を期するため、就中、移動防止、缺勤防止、會社への信頼感増大のため
- 二、鑛業報國週間、安全週間等の趣旨徹底のため行ひたる懇談會を恒常化せるもの
- 三、女子坑内婦のため託兒所開設の趣旨徹底の會合が機縁となりしもの

このやうな動機から見ると、この家族懇談會は個々に具體的な生活指導を目標したものであるといふよりは、寧ろ労働者の家族に對する教育を通じて、その家庭生活の、一般に主人公の勞働生活への順應を期待したものであつて、生活指導としての意義はそれだけ薄いものである。そして概していへば、この大阪地方勤勞協議會の取りあげた問題が、なほ經營家庭間の連絡とせられてゐる點にも明かなやうに、こゝで労働者の家庭生活に對する生活指導がどの程度に積極的に行はれてゐるのか、素よりその詳細を明かにし得ないけれども、それは未だ左程大きな積極性を持つてゐないものであることのやうにも思はれる。果してさうだとすれば、生活指導の經營政策としては、その多くの場合はなほその緒についた許りのところにあるともいへるであらう。しか

も方策自體が概してこのやうなものであるにも拘らず、その結果として各經營の報告せるところに従つて見ると、凡そ次ぎの如くであつて、それが勞働生産性の向上のために既に相當の成績を示してゐることだけは、至極明白であつて且つ甚だ注目すべきものである。即ち、

- (1) 精神的效果顯著なりと認むるもの 三四
- (2) 出勤率向上、缺勤率低下 二八
- (3) 勤續性向上、退社率、移動率低下 一七
- (4) 災害率低下、安全成績向上 四
- (5) その他 一〇

なほ右に見た經營家庭間の連絡に關する諸種の經營方策と關聯して、こゝに一言指摘して置きたい例は、鶴見製鐵造船産業報國會の家庭向上班の運営である。それは一般従業員の主婦を主とし、主人を従とする従業員家族の隣組常會に似た懇談會であつて、同工場の勞務課員今泉兼雄氏の甚だ熱意に充てる指導の下に行はれて居り、その目的とするところは、

- (1) 生活刷新に依る家庭の堅實化
- (2) 教育修養に依る教養の高度化



- (3) 保健衛生知識に依る家庭の發展化
  - (4) 健全なる娛樂に依る趣味の向上及び家庭の明朗化
  - (5) 集會に依る報國運動の共同化
- にある。

不幸にして、私は未だこの鶴見製鐵の家庭向上班が労働生産性の向上のためにどれだけの効果を擧げてゐるかを知らない。しかしそれを通じて労働者の家庭生活上の諸指導が甚だ懇切に行はれて居り、且つ今泉氏自身の誠に適當なる中堅指導者としての熱意と努力とに對して、多くの労働者が既に相當に信頼の度を高めつゝあることは事實であつて、右に引用した大阪地方勤勞協議會の調査結果に對照して見て、そこには恐らくはこれに劣らない効果の存することだけは、確かに信ぜられ得ると考へられる。

經營と家庭の連絡、或はそれを一步進めた生活指導の實踐をその効果と共に拾ひあげて行くとすれば、ひろんこの他にも多くの經營の場合を指摘することが出来るであらう。しかしこゝに最後に、労働者の休養生活に關するこの種の經營方策の方向に就いて、再び問題の要點を指摘することに依つて、一と先づ本論を終りたいと思ふ。

産報運動は、周知のやうに既に早くから、労働者の生活刷新運動をその一つの具體的な内容として來た。しかもこれは多くは單なる精神運動の域を脱するものではなかつたのであるが、その後個々の經營に於いては、直接には色々な理由や動機に従つて、また就中、いふまでもなく生産増強の緊切な要請にも従つて、労働者の家庭生活を看過することの出来ない一つの問題として具體的に捉へるやうになつた。しかし未だ多くの場合には、個々に具體的な生活指導に入るべき序の口に到達してゐるに過ぎないやうであつて、こゝではなほ労働者と彼の家族の一般的な生活態度に對する精神的な教育が寧ろ重要な意味を持つてゐたり、或は先きには特に指摘しなかつたけれども、家庭訪問の方法に於いて、半ば労働者の生活行動を監視し、牽制するといふやうな道が擇ばれたりしてゐる。しかし凡そこれ等の方法はやがて一步を進めて具體的な生活指導に轉化しなければならぬ。しかもこの生活指導たるや、一見常識的に考へられるやうに、一般的、絶對的に行はるべきものではなくして、個々の労働者に就いて、彼等の日々の労働生活と相對的なものとして取りあげられねばならない。蓋し休養生活は何時でも労働生活と表裏一體の相互關聯的に存するものであり、更らに労働科學的にいへば、この相互關聯的事態の裡にあつて、結局労働生産性の状態を規定するものが、休養生活の状況如何にかゝつてゐると考へられるからである。



かくて労働者に對する生活指導はこの意味に於ける彼等の休養生活の具體的な指導でなければならぬ。そしてこの生活指導を通じて、吾々の目標とするところは、日々繰り返されて行く労働生活に關聯して、その生産性を向上發展せしめ、且つこの状態を持続的ならしめるやうに、休養生活を正常化し、恒常化して行くことであり、いひ換へれば、そこに労働生産性の向上のために好ましい生活習慣を新たに出現せしめて行くといふ點にある。

(註) 野田新一 工場家庭間の連絡方法について 産報 昭和十八年二月一日號 參照

(技術評論 昭和十八年四・五月號所載)

附記 労働者の休養生活の問題を無視したり、輕視したりしてゐて、今日の緊切な戦力増強に應へるべき逞ましい勤勞力の發揮が期待出来ないことは、既に屢々指摘されて來た。そしてこのことは今日では政府當局者の指摘するところでもある。従つて問題自體は一般によく知られてゐるといへるが、しかしなほそれが實際の問題として取りあげられてゐるところを見ると、なほ甚だしく未だしの感を禁じ得ない。こゝに吾々が今日なほこの問題を色々に取りあげねばならない理由がある。

労働者の休養生活は文字通り多面的あり、多關聯的である。經營労働者政策がこれに關聯するし、また關聯せしめられねばならぬことは、既に本論中に指摘した通りである。しかし問題は單に經營労働者政策だけに限られるのではない。國家の労働者政策も、他の公共諸方策もそれ等が労働者の休養生活に關聯する限り、また吾々の反省を必要とする。かくして労働者の休養生活の問題は、それが國家の政策であると經營の政策であるとを問はず、またこれ以外の方面の配慮であつても、等しく總ての労働者政策に對してその基本的、共通的な足場を提供するものであるといつてよい。こ

の意味で本論での著者の意圖が更らに多く補足されねばならないのはいふまでもない。そして著者自身は本論を書いた後に、なほ色々問題を取りあげてみた。左に掲げる拙稿はその一部分であるが、本論を補ふ意味で、讀者の一讀を得れば幸ひである。

- (1) 厚生問題と労働者政策 厚生問題 昭和十八年六月號
- (2) 生産増強と厚生問題 厚生事業研究 昭和十九年一月號
- (3) 労働者政策の日本の方向 時局月報 昭和十九年一月號
- (4) 戦力増強と労働者の生活 實業之日本 昭和十九年三月一日號
- (5) 勤勞の主體性と國民運動 科學主義工業 昭和十九年四月號
- (6) 決戦勤勞管理の在り方 日本評論 昭和十九年四月號
- (7) 勤勞昂揚方策の推進 厚生問題 昭和十九年六月號

(昭和十九年六月十一日記)



昭和十九年十月二十日初版印刷  
昭和十九年十月二十八日初版發行

(3000部)

勤勞と生活  
定價 六圓  
特別行爲稅相當額 三〇錢  
合計 六圓三〇錢

(田中製本)



(出版會承認)

著者 藤林 敏三

發行者 新關 庄藏

印刷者 中村 禎

新興印刷社

發行所

東京都芝區  
三田二丁目一番地

慶應出版社



日本出版會會員二〇〇四九  
電話三田(45)二七九一番  
振替東京一五八一八〇番

配給元

東京都神田區渡路町二丁目九番地

日本出版配給株式會社







31.10.23



